

財務省告示第百三十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年三月十五日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十九年四月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第二百五十四回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十八年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）
第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第
五条ノ二
三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
四 発行方法
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において応募の決定を受けた各申込みの応募

六

イ

発

非者
・格
第
競
格
第
競
行
争
額
札
格
競
行
争
額

八

口

非者
・格
第
競
格
第
競
行
争
額
札
格
競
行
争
額
非者
・格
第
競
行
争
額

五付ノ国九付ノ国十に規九額発法十面行第債度十つ定う億額
百国二債十国二債億つ定百五面行第五万金した条第二のにお億てにち円面
五債の整三債の債の債千いでに五金額た条第一の行け四はづき政額
十七つ定基金特別会計法第
億いて基特別会計法第
円てづき發行した利
額面金額で千

込
み
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る
。

十	九	八	二		八		口	イ	七	二														
発	振	額	最	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	払	行	争	非	者	特	国	行	争		
行	替	額	低	入	札	格	・	第	参	市	場	入	札	格	・	第	参	市	場	札	発	行	入	
日	単	面	額	札	格	競	第	加	加	加	加	入	行	競	行	入	札	格	競	行	入	札	発	
	位	金	金	発	競	競	加	場	場	場	場	入	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	
平成十九年三月十五日	す る 。 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	額 の 整 数 の 金 額 に よ る 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円				千 円	千 六 百 三 十 二 億 九 千 七 百 五 万 八				千 五 百 五 十 六 億 九 十 万 九 千 円	千 九 百 六 十 三 億 六 千 三 百 七 十 九 万 三	三 十 五 千 二 百 三 十 二 億 四 千 七 百	一 兆 五 千 二 百 三 十 二 億 四 千 七 百				六 百 三 十 四 億 円	付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 千	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 第 五 条	行 入 札 発

十一イ

口

十二三

十四

発行価格
競争格
入札行

非競争
札発行
、入

国債市場
特別参加

者別参加
非競争格

争入札
及び発行

債市及び
特別参加

別参加
非競争格

価格競争
発行格

入札行
競争格

後第二期
利子

十額三錢七厘
募価格
十額三錢五厘
以上つき
九十九円九
九十九円九

年〇・八パーセント
平成十九年九月十五日
とし、次の算式により
金額を支払う。
が、銀行休業日に
その翌営業日に
次号及び第十号
す。期日について
同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十五日
を、支払期にお
て、その日以
利子を支払う。

十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額
平成十九年三月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成二十一年三月十五日